

第2回白井市行政経営改革審議会

- 1 開催日時 令和3年4月23日（金）午後7時から午後9時00分まで
- 2 開催場所 市役所東庁舎3階会議室303・304
- 3 出席者 坂野会長、山田副会長、宗和委員、大江委員、太田委員、今委員、高橋委員
- 4 欠席者 岩井委員
- 5 事務局 財政課 板橋課長、元田主査、中澤主事
- 6 傍聴者 6人
- 7 議題 説明事項 白井市の財政状況について
議題1 新たな取組項目の検討について
議題2 第3回、第4回審議会の開催日程について
その他

●事務局（元田）

では、定刻となりまして、全員おそろいになりましたので、本日の白井市の第2回白井市行政経営改革審議会を開催させていただきます。

本日、モニターに出ていますが、宗和委員については東京にお住まいということですので、本日はZ o o mで御参加いただくということになります。今後もこのような形でZ o o m会議等を行いたいと思います。無理にというわけではないですけれども、なかなかこういう状況ですので、Z o o m等を行いながら実施していきたいと思います。

宗和委員、聞こえていますか。大丈夫ですか。

○宗和委員

はい、大丈夫です。

●事務局（元田）

では、開会に当たりまして、まず自己紹介をいたします。

映っていますか、大丈夫でしょうか。

○宗和委員

はい、大丈夫です。

●事務局（元田）

それでは、今回、4月の人事異動に伴いまして、財政課の今回この行政経営改革審議会を担当する職員が変更となりましたので、こちらのほうから、まず紹介させていただきます。

たいと思います。

事務局で、財政課長の板橋です。

●事務局（板橋）

財政課長の板橋です。平成6年に入庁しまして、財政課スタートで5年やっていました。平成10年までやってから二十数年ぶりに財政課に戻ってきたら、福祉のサービスが随分、当時とは変わってしまったのだなという印象で、今ここ二、三週間過ごしております。まだまだ勉強不足ですけれども、皆さんと一緒に作り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

それでは、今回、行政経営改革審議会を私とともに担当として行います中澤になります。

●事務局（中澤）

新しく財政課の職員になりました中澤と申します。私は入庁から6年目の職員になりまして、最初の5年間は保険年金課という部署で国民健康保険の担当として働いていました。財政課に所属してまだ間もなく、勉強中ではありますが、皆様よろしくお願いいたします。

●事務局（元田）

それでは、これから開催をいたしますが、その後に、宗和委員にも自己紹介をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、開会に当たりまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

マイクの使い方は、1回押すと、緑になりますので、緑になったら発言してください。持っていただいたほうがよろしいかと思っております。

あと、今日は宗和委員がZ o o mで参加ということもありますので、どこを話しているか、ページについては、何ページというのを言っていただけると、お互い分かりやすいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○坂野会長

それでは、ただいまから第2回の白井市行政経営改革審議会を開催させていただきたいと思っております。今回は、Z o o mのことがあるので着座させていただきます。よろしくお願いいたします。

御無沙汰しています。本日、宗和委員がZ o o mで参加していただけたということで、

お忙しい中どうもありがとうございます。そして皆様、本日もお忙しい中、お越しいただきましてありがとうございます。

今日は、具体的には白井市の財政状況ということがメインで、皆さんと一緒に勉強していこうと思います。それ以外にも幾つか議題がございますが、皆さん、ぜひ白井市の状況をお分かりいただければというふうに考えております。

では、本日も、慎重な審議というよりは勉強会、よろしく願い申し上げます。

●事務局（元田）

ありがとうございました。

○坂野会長

それで、今日はZ o o mで参加していただいておりますけれども、宗和委員から自己紹介をしていただければと思います。

では、宗和委員、私はよく知っておりますけれども、皆様に御挨拶のほどよろしくお願い申し上げます。

○宗和委員

ありがとうございます。

皆さん、こんにちは。宗和と申します。前期からですけれども、引き続き行政経営改革審議会の委員を務めさせていただいております。

簡単に自己紹介をさせていただきますと、私は会計士になって30年ほどたちまして、最初は民間企業の会計監査を10年ぐらいさせていただいております。その後、民間企業のコンサルティング業務を3年ぐらい経た後、20年近くなりますけれども、それ以降、行政向けのコンサルティングをさせていただいております。そういった経験を生かしながら、この審議会でもいろいろコメントをさせていただこうというふうに思います。今日はZ o o mという形で変則的な形での参加となってしまいましたけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂野会長

宗和委員、ありがとうございます。

宗和委員は面白いことに、昔、議会の改革について、法政大学のある先生がやっていたらっしゃる中で、実は十何年前に一緒にやっていたということを僕も最近気づきました。なので、つき合いも長くはないのですが、実は縁はあったのだなというふうに思っています。

それでは、皆様と一緒にこちらのほうの次第に従いながら、お話を進めていきたいと

思います。

では、まず御説明いただく事項ということになっていますが、白井市の財政状況についてということになります。

宗和委員、よろしいですか。お聞きいただいて大丈夫ですか。

○宗和委員

はい、大丈夫です。

○坂野会長

よろしくお願いします。

では、事務局のほうから、財政状況について御説明をお願いします。

●事務局（元田）

では本日、最初に議題として、会議の内容について御説明をさせていただきます。

今回、会議が議題の前に説明事項として、白井市の財政状況について御説明をします。こちらについては、事務局からの説明と皆さんとの質疑応答を踏まえて、1時間ぐらいの時間を想定しているところです。

議題1として、これから策定をします行政経営改革実施計画について、前回触れられなかったことですか、そのあたりも含めて、今後やることについて、皆さんと決めていきたいと思っています。

議題2については、日程調整になりますけれども、第3回、第4回の審議会の開催日について、今日決めるということを決めましたので、その日程を決定していきたいと思っています。

その他としては、議題1、2、説明事項の関係で出てきたものがありましたら、そちらのほうで皆さんと協議していきたいと思っています。

では、改めまして説明事項の白井市の財政状況について、中澤のほうから御説明をさせていただきます。

●事務局（中澤）

それでは、私のほうから、白井市の財政状況について説明させていただきます。

まず初めに、お手元にある資料1ですね。右上に資料1と書いてあるホチキス止めがされている資料を御覧ください。大丈夫でしょうか。

それでは、白井市の財政状況について説明させていただきます。

まず初めに、財政指標というものを見ていただきたいと思います。地方自治体は、毎年決算の数値を基に財政指標というものを作成しています。財政指標の計算方法は、国

で定められているもので全国の自治体が出しているもので、他市町村と比較して白井市の立ち位置を知ることなどができます。

財政指標は種類が多く、様々な視点から財政状況を見ることができるのですが、今回はお時間の関係もあるので、主な指標を4つ抜粋して御説明いたします。

初めに、1番目は財政力指数です。財政力指数とは、白井市の規模から見込まれる収入と支出の割合から計算される数値になります。簡単に言うと、この財政力指数が高いほど、毎年、行政の運営に必要なお金を自力で調達できることを表すので、数値が高いと財政に余裕があるということになります。

次に、グラフを御覧ください。最初に、グラフの見方について御説明します。

一番上の青い線は、これは白井市の数値です。真ん中のオレンジ色の線は、千葉県内の市町村の平均の数値になります。一番下の灰色の線は、これは全国平均の数値になります。線の中に点が五つ横並びになっていますが、左から平成27年度の決算時点の数値で、それから右に行くにつれて、28、29、30、31と5か年分の数字になっています。一番新しい令和2年度の決算数値については、今年の6月以降でないと数値が確定しないので、今ある中で最新の5年間分の数値になります。この後、御説明するグラフについても、おおむね同じつくりになっています。

それでは、話を戻しまして、財政力指数ですね。白井市の財政力指数の数値については、過去5年間でほぼ横ばいになっています。平成27年度が0.89という数値で、それから平成28年度以降は、ずっと0.9で同じ数値になっています。平成31年度時点では、県平均が0.73で、全国平均が0.51ほどであるので、それと比べたらやや高い水準になります。

続いて2つ目、経常収支比率です。経常収支比率とは、経常的な収入等に対する経常的な支出等の割合です。これについては、文言とグラフの間に経常収支比率の計算式を記載しているのですが、これを見ていただくと分かりやすいかと思います。分数の分母側に書いてある経常的な収入等は、毎年安定して収入が見込める市の税金ですとか、国から交付される普通交付税などがこれに当たります。分数の分子側に書いてある経常的な支出等は、毎年必ずとっていいほど支払わなくてはならない人件費等の経費になります。

収入のうちのどれくらいが支出に充てられているかということなので、分母の収入が多くて、分子の支出が少ない状態が理想で、反対に分母と分子がイコールに近いほど余裕がないことになります。なので、この経常収支比率はパーセントで表すのですが、数値が低いほうが良いとされます。

グラフを見ていただくと、白井市の数値は過去5年間で上昇傾向であり、平成31年度時点では若干ではありますが、県平均や全国平均を上回っています。その主な要因としては、公債費ですとか、扶助費といった支出の上がり幅が、収入の上がり幅を上回っていることが挙げられます。支出の面の詳しい増減の理由などについては、後ほどまとめて詳しく御説明します。

続いて、2ページ目を御覧ください。

3つ目は、住民1人当たりの主なコストです。これは住民の方1人当たりが幾らの人件費・物件費・扶助費・公債費を負担しているかを表します。費用の種類はほかにもあるのですが、今回は主な四つで御説明します。

人件費とは、白井市の職員の給与ですとか、共済費の総称になります。

物件費とは、備品を購入するための費用ですとか、あと民間企業に業務委託をした際に発生する委託料などもここに含まれます。

扶助費は、生活で困っている人ですとか、子育て世帯や障害を持っている方などを支援するためのもので、福祉に関わる費用になります。

公債費は、市が国などから借り入れたお金の返済に使われる費用です。

これは、それぞれ市民の方1人当たりがどれくらい負担をしているかという費用になるので、これも数値は低いほうがいいです。

グラフを見ていただいて、白井市の数値は、四つの費用とも県平均・全国平均より低い水準にあります。人件費は削減に努めていることもあって、過去5年間で減少し続けていますが、その他の三つについては、上昇している傾向にあります。これも上昇理由等については、後ほどまとめて御説明します。

続いて、3ページ目を御覧ください。

最後、四つ目の指標は、将来負担比率ですね。将来負担比率は、1年間の収入総額に対して、既にある借金など、将来支払うことが決まっている金額を含めた負債額がどれくらいの割合であるかを示すものです。これもパーセントで表すのですが、数値が低いほうが将来の負担が少ないということになります。

グラフを見ていただくと、白井市の平成27年度分は記載されていないのですが、これは将来負担の額よりも、将来負担額に充てられる財源のほうが上回っていたため、平成27年度は特に指標はなしとなります。白井市の数値は、平成29年度までは低い水準だったのですが、平成30年度からは大きく上昇しており、県平均や全国平均を超えています。

主な要因としては、平成28年度から平成31年度にかけて庁舎の建替えですとか、給食センターの建替えですとか、小中学校の空調の設備の導入などの大規模な事業を実施したことによるものです。

以上が財政指標の説明になります。

続いて、4ページ目を御覧ください。

続いては、白井市の主な経常的支出の割合を御説明します。経常的支出とは、現行の行政サービスや現在の行政の水準を維持していくために、経常的に必要になる経費を言います。これまでの説明にあった人件費ですとか、物件費がこれに当たります。

まず初めに、経常的支出全体の割合から御説明します。下の円グラフを御覧ください。

左右に二つのグラフがありますが、左側は平成27年度決算時点における経常的支出の割合です。第5次総合計画の改正が平成28年度からなので、その直前の数値になります。そして、右側は直近の平成31年度の割合になります。

それとあと、それぞれ円グラフの真上に経常的支出の総額を記載しています。平成27年度では約154億4,797万円だったのが、平成31年度では約169億505万円になっているので、この4年間の間で14億5,000万円ほど額が増えています。そして、グラフの中を見ていただくと、人件費・補助費・物件費・公債費・扶助費と主な五つの費用に分けており、その他の費用については、灰色部分のその他の費用としてまとめさせていただいています。

平成27年度と平成31年度のグラフを比較してみると、まず人件費の割合が、24.1%だったのが19.9%に減少しています。そのほかに物件費が3番目に割合を占めていたのが、補助費を追い抜いて2番目になっています。また、公債費についても、3.8ポイントほど上昇しています。

続いて、各費用について、一つずつ詳細を御説明します。

1番は人件費ですね。人件費の割合については、平成29年度以降からは、県平均や全国平均よりも低い水準になっています。中でも平成30年度から平成31年度にかけて、3.6ポイントと大きく割合が減少していて、この現象については、等級の高い職員が退職して、代わりに新規職員を採用したこととか、あと特別職や管理職の方の手当の一部カットを行ったことによる影響です。

続いて、2番目の物件費ですね。白井市の場合、物件費の割合は県平均よりやや低く、全国平均よりやや高い水準です。平成30年度から31年度にかけて0.9ポイント増加していますが、これは一般委託に伴う労務単価が上昇したこととか、学校給食センターの新設などが主な要因です。労務単価というのは、公共事業における建設労働者の方の賃金単価のことで、この単価は国が決定します。平成31年度が始まる前ぐらいの時期に労務単価の改正があり、1人当たりの単価が上昇したことで、白井市の物件費も上昇しているということになります。

続いて、5ページ目を御覧ください。

3番目は扶助費ですね。扶助費の割合については、県平均や全国平均より低い水準ですが、過去5年間で上昇し続けています。これは主な要因は、障害福祉に関するサービスの利用者が増えたこととか、あとは保育園の利用者の増加が挙げられます。

続きまして4番目、公債費ですね。公債費についても、直近の5年間で割合の上昇が続いています。平成30年度までは県平均・全国平均より低い割合でしたが、平成31年度には全国平均を上回っています。近年で上昇が続いている主な要因としては、庁舎の建替えですとか、学校施設の大規模な改修ですとか、あと老朽化した施設の対策の影響によりローンが増えたことが主な要因になっています。

五番目、最後、補助費ですね。補助費とは、市からほかの地方公共団体や民間に対して、行政上の目的により交付される経費です。過去5年間で、これは県平均・全国平均を上回っていきまして、平成31年度では、補助費の内訳の8割が消防ですとか、ごみ処理を行う事務組合への負担金になっています。

以上が白井市の経常的支出の説明になります。

続いて、6ページ目を御覧ください。

次に、財政調整基金について御説明します。

財政調整基金とは、白井市が積み立てている使い方が特定されていない貯蓄になります。具体的な金額は、平成31年度時点で約24億1,468万円あります。平成30年度から平成31年度にかけて約2億3,700万円減ってしまっているのですが、これは平成31年度中にあった台風ですね。二度の台風被害に対応するために、取崩しを行ったことによるものです。

続きまして、4番は地方債の残高についてです。地方債とは、市が国などから借り入れたお金のことです。このグラフは、どれくらいローンがたまっているかを表すものになります。見ていただくと、色の薄い部分と濃い部分がありますが、薄い部分は建物の建設などを行う際にローンとして借り入れたものなどになります。濃い部分については、臨時財政対策債といって、国から交付される地方交付税の中で、国の財源が足りなかった場合、その不足している分を補うために自治体が独自で地方債を借り入れるものになります。

具体的な金額は、平成31年度時点では約215億1,652万円で、そのうち建設事業などに関する地方債が約124億549万円です。臨時財政対策債は約91億1,102万円になります。

続いて、7ページを御覧ください。

最後に、行政経営指針における目標値について御説明いたします。第1回の説明の中でもあった行政経営指針の中で、経常収支比率、財政調整基金残高、地方債残高において目標数値を設定しています。目標値は、令和2年度決算時点と令和7年度決算時点で二つ設定しています。令和2年度は第5次総合計画の中の前期基本計画が終わる年度で、令和7年度は後期基本計画が終わる年度になります。

続いて、下の表を御覧ください。令和2年度時点の目標は、経常収支比率が90%以下、財政調整基金残高が20億円以上、地方債残高は200億円以下としています。令和7年度時点の目標についても、経常収支比率と財政調整基金残高は同じで、地方債残高は190億円以下を目標としています。

次に、実績についてですが、平成27年度から平成31年度までを記載しておりまして、平成31年度時点では、経常収支比率は94.3%、財政調整基金残高は約24億1,500万円、地方債残高は約215億1,700万円になります。

財政調整基金残高については目標値を達成しているのですが、経常収支比率と地方債

残高については目標値を下回っている状況です。

以上が白井市の財政状況の説明になります。

○坂野会長

どうもありがとうございました。

皆さんの中で、せっかく書いてもらったから、こちらから説明してもらったほうがいいですかね。

●事務局（元田）

前回、太田委員から、地方債の残高に関しての質問がありました。すみません、会議録がまだお渡しできていないのですが、そこについて、なかなか難しい議論だなと思いましたので、これがイメージ図です。全体の雰囲気だと思ってください。

それぞれについては、モデルとして随分省いた形になっていますが、交付税と呼ばれるものです。交付税の部分については、中澤から説明のありました財政力指数と関わってくるところで、国のモデルの部分です。国のモデルの見方というのは、基準財政需要額と一致して、自治体としてサービスを提供するのに大体このぐらい必要ですというようなものの算定を国が作っています。

基準財政需要額はどのようなものかといいますと、人口であったり、面積であったり、例えば道路であれば、道路の面積とか、総延長とかそういうのを含めて、人口6万3,000人の市の場合、このぐらい必要だというような形で出しているものです。基準財政収入額は主に税になりますが、基準財政需要額との差額分について国が面倒を見ましょうという形が交付税の制度になります。

先ほど言いました財政力指数が高ければ交付税として出す部分が少ない。先ほど高ければ高いほどいいというようなお話をさせていただきましたが、大体です。税だけではないのですけれども、こちらのもが高ければ良くて、ここの部分を国は全国一律のサービスをしますから、そこは国として面倒見ましょうというのが交付税という制度です。

ただ、この交付税という制度、例えば過疎地とかですと、基準財政収入額というのはどんどん小さくなります。過疎地については、例えば離れ小島とか、そういうところが多かったりしますけれども、そういうところだと、基準財政需要額というのは、一方高いような状況がありまして、この差がどんどん開いていきます。本来、こういったところについては、国は交付税として見なければいけないのですが、国のほうでも予算がありますので、これだけしか面倒見られないよというように、本来ではこの赤い部分を面倒見なければいけないのですけれども、ここまでしか面倒見られないから、市町村のほうで、お金を何とか工面して、その代わりに、後々、国のほうから責任を持ってお返ししますよと、その分については、元金と利子含めて、例えば20年借りたら20年分のそれ

を返しますよというのが臨時財政対策債という制度になっています。

戻って、太田委員の前の御質問になるのですけれども、白井市については、地方債残高200億というようなことで、200億、190億という基準を出しています。6ページと7ページですね。

前回の会議で、行政経営指針についての目標、地方債残高については、令和2年度末の時点で200億円以下、令和7年度の時点で190億円以下というような話をしました。

6ページを見ていただきますと、地方債残高というのが出ています。この中で臨時財政対策債の割合というのは、どのぐらいの量なのかということのような質問がありました。この200億の中に臨時財政対策債を含んでいますかというのが質問だったと思います。白井市の場合は、40%を少し超えるぐらいの額が臨時財政対策債ということになっていて、前回、太田委員については、そこについては、本来の意味での借金とは違うので、そこは別にして考えたらいいんじゃないかというような質問があったというような状況です。

なかなか難しい話だったので、皆さんと共有したく、御説明をしました。市長が前回の会議で質問に回答していましたが、この行政経営指針を検討する中で、臨時財政対策債、国が今後、将来ちゃんと払うよとは言っているけれども、国だってそんなの分からないといって裏切っちゃうかもしれないから、それは借金として考えたほうがいいよねということ、前回の行政経営指針を作ったときにも、こういう形で専門家の人たちが入って検討したのですが、その中では、白井市では、戻ってくる部分もありますけれども、そこも含めて、地方債残高としてカウントして検討していこうというようなことで決定したところです。

収入状況を踏まえて、この交付税の話と臨時財政対策債の話について、少し補足させていただきました。

○坂野会長

御説明ありがとうございました。

皆様、ここでは質問をして、それについて事務局のほうで説明いただくということなのですが、今の御説明いかがでしたでしょうか。

非常に難しいというか、複雑になってしまったような気がします。人口、面積というのは、補正係数の話ですか。

●事務局（元田）

イメージです。それぞれは、細かく、多くの指標があって、今、全国の財政課と呼ばれるところの部署の人たちは、この需要額というものの計算を国の基準に基づいて収集をしていて、データを報告しているところです。

またどのぐらい収入額、税があるかというところについても、今算定しているところなので、イメージとして捉えてもらえればと思います。その他に、例えば学校の数、学校のクラス、児童の数とか、物すごい量の数字を集めて、国の基準に基づいて当て込んでいるというような状況になっています。なかなかマニアックな話で申し訳なかったのですが。

○坂野会長

ありがとうございます。

多分、これは普通の人は難しいのではないかなというふうに思いまして、太田委員とか、専門的にやっている方、あるいは市の職員の方、議員の方というのは、こういう話は本当によく聞く話だと思いますけれども。

私はこういう書き方はしないものですが、また難しい話をすると、例えばここに基準財政収入額というのがあります。その基準財政収入額は大体、白井というのは幾つぐらいですか。

すみません。幾つか分からないですが、例えば3対1にする箱を作りまして、ここが基準財政収入額になります。

次に、基準財政需要額というのが出てきました。これが何で1になっているかという、多分財政をやっている人は非常に分かると思うのですが、税金って完璧に取れないですよ。ということで、3対1にしています。要するに、75%を掛けます。3対1にして計算して、ここを伸ばすのです。基準財政需要額って足りない部分であるここに一般的に交付税、地方交付税を充てると。本当はここまで金額が要ると、経費がかかるのですけれども、足りない、足りない部分を結局、地方交付税で充てるというように、大学生には説明しています。

だから、ここが基準財政需要額。本来、市のお金が必要な部分。お金は全部完璧には手に入らないので、収入はこのように3対1に分けています。税金が完璧に入る自治体ってほとんどありません。なので、足りない部分を実際に伸ばした部分が交付税というのは、学生に教えるような一番簡単な考え方です。そこで交付税が足りなければ、臨時財政対策債をかけるしかないという話なのです。

すみません。大学生にはこうやって教えていますが、もしかしたら非常に簡単過ぎるということで批判を受けるかなと思いましたが、こちらのほうが分かりやすいかなと思います。

そこで、いろいろな話が出てきました。今回は、市の方々が、特に中澤さんが一生懸命お話をしていただきましたが、初めての方は確かに難しい話があるのではないかなというふうに思いました。財政力指数という言葉も、ほとんど耳にすることは。副会長ありましたか。

○山田副会長

ないです。

○坂野会長

そうですね。宗和委員、なかなかそれも難しいですね、一般の方は。

○宗和委員

非常に難しいと思います。

○坂野会長

難しいですね。財政力指数というのも、これは簡単に言うと、家計でいうと、お父さんが収入を入れてきたと。お父さんの収入で家計が全部賄えるかどうかという話を千葉市なんかではよくしていますね。ですから、例えばお父さんの収入で100%賄えるということであれば、財政力指数は1.0です。ところが、お父さんの収入で賄えないと、お母さんやみんなまで働いて、世帯収入で90%ぐらいしか賄えなくて借金したということであれば、財政力指数が0.9ということが言われます。

ですから、実際にお父さんが物すごくお金を稼いだという場合では、実際の家計でいくと、100%を超えると。120%、130%を超える収入があるということであれば、財政力指数は1.2であるとか、1.3というふうに言われます。千葉県内で一番裕福だったと言われたのは、浦安市だったはずなのですけれども。かつて、市長が1.67とか76とか言っていた時期がありますが、逆に言うと、財政力指数2ということは、その自治体を維持するための倍の収入があると、給料があるということなので、この財政力指数というのは、具体的には、自治体が税金でちゃんとやっていけるかどうかという、そういう指数になります。

浦安市が1.48ですね、下がりましたね。それでも1.0を超えていますから、裕福、黒字団体であることは間違いありません。かつて3割自治という言葉聞かれたことありますか。例えば市民税などの自治体の収入が3割だけだと。じゃあ、あとの7割どうなのかという、国の地方交付税、あるいは補助金なんかからお金をもらっているということで、実際は、7割は国などからもらっている。これを3割自治と言いました。

現在は、全国平均が、財政力指数が0.4という話なので、大体4割自治というふうになっています。ただ、町村の平均は、二、三年前に0.33だったと思います。ですから、町村平均が3割自治ということになりますね。

ですから、そういう意味では、全国平均は決して白井市ほど高くはないというふうになります。白井市は、皆さんどう思っているか分かりませんが、松戸市もそうですが、比較的には財政力指数は高いほうです。関東圏内というのは、どうして

も財政力がありますので、高いほうです。

私の教え子が今、松戸市の税担当におられるのですが、むちゃくちゃなことを言っていましたね。松戸市が潰れるときは、もう既に千葉県が潰れていると。千葉県のほうが財政力指数は低いということをよく言っていました。こんな話をすると非常に難しいのですが、白井市は、市町村です。我々は基礎自治体と言っていますが、市町村の場合は、市民税というのが中心です。ですから、市民税というのは、基本的には固定資産税とかとあんまり変わりありません。

ところが、県税の場合、例えば法人事業税とか、一般的には景気に左右されるお金というのが大きいです。市税の法人税のほうはあんまり変わらないのですね。企業が一気に消えたというなら別ですけども。

県の税金、財政のほうは、景気に左右されることが多いと。これは一般論として言われている話なのです。なので、市町村というのは、基本的には安定した収入をつけられるということがよく言われます。

これは、恐らく小中高で、シャープ勧告という市町村優先の原則という言葉が出てくるのですけれども、そこから、そのようになっています。

ということで、高校の政治経済の話をさせていただきましたが。以下、財政力指数であるとか、経常収支比率というような話が出てまいりました。これ以降、何か御質問はありますでしょうか。恐らく事務局のほうでも、お話しいただけますし、何か宗和委員、補足するようなことがあったらお願いいたします。

○宗和委員

それでは、少しだけコメントをさせていただきたいと思います。

いろいろ資料の準備をしていただいて、説明をしていただいたのですけれども、市民感覚からすると、そもそも白井市の財政って、どうなるのということが一番の疑問なのだろうというふうに思います。

以前、私のクライアントで、非常に財政状況が悪い自治体があり、夕張の次に潰れるのではないかとされているような自治体です。どこの自治体に行っても、財政状況は、うち悪いんです、と言うのだけれども。どの程度悪いのという話を聞いたら、その自治体の職員の方は、うち、基金もう使い切ったものというふうに回答されたのですよね。今、白井市では、財調基金で24億基金がありますけれども、これが最近では、災害があったりして少し使ったと。

恐らく東京都という自治体は、ここ最近、財政状況がすごく良かったので、基金を9,000億円ぐらい貯めていたと思います。ですけれども、実はコロナで、ちょうど今から1年ぐらい前の昨年春から夏ぐらいにかけて、その9,000億円ぐらいあった基金を一気に使って、もう今は1,000億円しかないというような状況なのです。

というふうに、うち、基金使っちゃったものという、もういよいよ厳しくなってくるなというような状況なのです。そもそも財政状況がどうなのというときに、毎年、幾らお金が入ってきて、幾らお金が出ていくかという収支の問題と、将来どれぐらい支出が発生しそうなのかというストックの問題、どれぐらいの貯金があって、どれぐらい将来お金が必要になるかという、皆さん方の言う借金と貯金の問題、そこをもうちょっと分けて考えたほうが分かりやすいのじゃないかなという気がするのですね。

そういう意味で言うと、1年1年の収支の問題では、お手元の表の1ページ辺りに経常収支比率というのがあって、これが今94.3%というふうになっています。94.3というと、非常に高い数字なわけですがけれども、お金が入ってきたって、例えば人件費であるとか扶助費であるとかで、もう使い道が決まっちゃっているものが94.3%あるわけですよ。だから、新たに何かをやろうとしたって、残りの5.7%しかないのですよ。

よく新しく市長さんになられた方なんかと言われるのですけれども、市長に当選したら、俺は自分の考えで、このまちをいろいろ良くしていこうと思うというふうに話されていて、なってみたら、自分が使えるお金ってほとんどないじゃないのという。そういうのが、この94.3なのですよね。

最後の7ページのところに、目標は90%以下となっていますけれども、実は、今どこの自治体も財政状況が悪くて、扶助費が増加しているので、90%を超えているのが当然だというような感覚があるのですけれども。今から20年ぐらい前かな。私が勉強していた頃は、90といたら、非常に悪い状態の自治体なのですよね。80ぐらいというのが一つの目安というふうにされた時代なのです。それを考えると、目標90%以下で本当にいいのかというのは思います。それがまず、毎年の収支の話。

ストックの話のほう、借金と貯金については、財政調整基金、それと地方債残高の部分ですけれども。先ほども少し触れましたが基金残高というものが、台風被害のようなことがあって使っていると。コロナもそうかもしれませんが、そういう災害などがあれば、これがどんどん取り崩されていくような状況にあるので、この基金というものをどういうふうに確保していくとか、ストックしていくか、ためていくかということも一つ大事だろうと思います。

地方債については、庁舎を建てられたり、給食センターを建てられたりしていますので、これも恐らく地方債を使っておられると思いますから、一時的に増加をされていて、かつ、その返済が数年後から発生すると思いますので、そこで支払いが増加するという事は、もうこれは決まったことなのですよね。そうすると、先ほどの経常収支比率の部分がさらに悪化するようなことも予想されるということです。

そういう意味で、繰り返しになりますけれども、1年1年の収支と、将来幾ら払わないといけないローン、借金があるのかということとを切り分けて考えるといいますか、説明していただけたら分かりやすいのじゃないかなというふうに思います。長くなりまし

たけれども、説明を補足させていただきました。

○坂野会長

ありがとうございます。

今出てきましたけれども、宗和委員のおかげで、貯めるほうと払うほうという話をさせていただきました。どうもありがとうございます。

○宗和委員

ありがとうございます。

○坂野会長

こちらこそ、ありがとうございます。

皆様、なかなか御発言しにくいと思いますが、別に恥ずかしくありません。山田副会長あたりから、何か自然な質問等ございましたら、皆様も気にされていることだと思いますし、ぜひ事務局に答えていただきますので、よろしく願いいたします。

○山田副会長

ありがとうございました。

初めて聞く言葉も多かったのですけれども、何となくざっくり大枠は分かった気がしております。先ほど宗和委員のほうからもお話があったとおり、大枠として、今悪くはないという話だと思っております。今後これが悪くなる可能性がある。高齢化も進んでいったりとか、前回の話だと、老朽化しているものがどんどん増えていくというお話で、収支で言うと、支出が増えていくというようなことなのですね。

今後、議論していく中では、収入を上げていくというお話ではなく、削れるものがあるのかという議論をしていくのかということですよ。今後、ここからどういうふうに考えていくのか。

○坂野会長

お願いします。

●事務局（元田）

次回以降のテーマとも関わってきますけれども、どちらもという形になりますね。ただ、削るといのは今までもやってきたのですけれども、前回に御説明させていただいたとおりなかなか難しいという状況です。何か作っていくということも必要なのですけれども、ただ作るのも、先ほど宗和委員おっしゃられたように、最初の投資がなかなか難し

いというような現状があるので、何かそのあたりのものも含めて、皆さんから御意見を頂きながらやっていきたいというのが、また次の議題で少し御説明します。

○山田副会長

分かりました。

○坂野会長

せっかくなので、今日、宗和委員初めてなので、もしよかったら山田副会長から、自己紹介をお願いします。

○山田副会長

改めまして、山田と申します。白井市に住んで6年目ということで、今回、私自身も市に対して近く感じている部分もあったので、多分、次を担っていく世代になっていくときに、どういう視点で生活をしていけるのかとか、何か自分自身が勉強できることはないかなと思って今回参加させていただいております。知識が足りない部分もあると思うのですが、すごく勉強になっていきますので、よろしくお願いします。

○宗和委員

ありがとうございます。

○坂野会長

太田委員、どうぞ。

○太田委員

市民代表の太田と申します。よろしくお願いします。

私、市役所の職員をさせていただいております、経歴から言いますと、入庁しまして4年間は、税関係の職務をさせていただきまして、その後、財政課で予算の担当を総括しておりました。6年間おりました、その後、国民健康保険とか医療費適正化、どう医療費を抑えていくかという業務をやらせていただいたのは7年間でございます。昨年4月に、また財政課に戻りまして、今回は、予算の総括ではなくて、お話があった地方交付税の担当をさせていただいております。

白井市の、今回この資料を見させていただいて、私自身も業務でやることが多く、いろいろと共通した部分がございますので、それも含めて、市民としての意見を述べさせていただこうと思っています。どうぞよろしくお願いします。

○坂野会長

ありがとうございます。
大江委員、お願いします。

○大江委員

大江でございます。

私は、以前は製薬企業で働いていまして、現在、海運の会社で経営に参画しています。市の行政の経営というのは、どういうふうにするのか分かりませんが、いずれにせよ、非常に興味があるものですから、参画をさせていただきました。どの程度お役に立てるかはよく分かりませんが、勉強方々やらせていただきたいと思います。以上です。

○坂野会長

ありがとうございました。
次、高橋委員お願いします。

○高橋委員

高橋です。よろしくお願いします。

私は、主にシステム系の仕事をしている者です。白井のまちを散歩することがあって、いろいろ気になることもあり、その辺、何か御意見できることがあればと思って参加させていただきました。よろしくお願いします。

○坂野会長

今委員、お願いします。

○今委員

今と申します。一般の専業主婦で、本当に末端の意見といいますか、主婦目線の意見を述べさせていただきたいなと思って参加しております。よろしくお願いいたします。

○坂野会長

ありがとうございます。

宗和委員も御存じのとおり、市民感覚というのは非常に大事なもので、そういった意見というのは、ぜひお願いしたいと思います。

では、太田委員から質問お願いします。

○太田委員

資料の作成ありがとうございました。説明もありがとうございました。

何点か自分が気になったところがあったのですけれども、まず1点目が、7ページのところで、行政経営指針における目標値ということで、経常収支90%以下だったりとか財調20億円とかいろいろあるのです。本市もそうなのですが、実はコロナの影響で法人の税が随分落ちました。固定資産税は安定しているのですけれども、市県民税につきましても、若干落ちていると。

令和2年度につきましては、影響はそこまではなかったのですけれども、令和3年、来年度以降は、税がもっと落ちるだろうと。そうすると、実際に今のこの目標値というのは、コロナの影響を加味していない状況だと思っています。正直今の状況では、大分きついのではないかなというところが、まず一点ございます。この辺の目標値というのは、情勢に応じて変えることが可能かどうかということも含めて、お話を頂きたいです。

あと、将来負担とかいろいろあるのですけれども、2点あります。この資料を見て感じたのが、5ページの補助費。白井市さんにつきましては、消防だったり、ごみ、一部事務組合として、印西と白井と何地区かでやられていると思います。その分、負担金が増えていますので、補助費が当然増えています。そこは分かったのですけれども、本来ごみの施設を自前で持っている市町村というのは、当然補助費の部分が下がります。白井市さんにつきましては、一部事務組合で負担しているところ、補助費の数値は上がっていますが、物件費が千葉県平均とそんなに変わっていないというところで、自分の今イメージなのですけれども、若干高いのではないかなと。その物件費を削減する努力というのがもう少し必要ではないかなと。すみません、突発的に言って申し訳ないのですけれども、そんな感じで見えておりました。

あと最後に、いろいろと議論はあると思うのですけれども、私自身、目の前の行政改革というのが当然大切だと思います。受益者負担を上げたりとか、そういうのも大切なのですけれども、将来の負担、将来への投資ですね。白井市としてどうしていくか。子育て世帯を呼び込むための投資だったりとか、それによって生産人口を増やしていったりとか。あと区画整理、駅前の開発だったりとかですね。あと企業誘致、大企業を呼んだりとかして税を増やすとか、そういう取組も将来的に投資というのが必要ではないかなというふうに感じております。それは意見も含めてなのですけれども。質問は2点でございます。よろしく申し上げます。

○坂野会長

事務局のほうからお願いします。まずポイントは、一つはコロナについてどうなのということですね。もう一つは補助費という話で、これ、ほかの方は分かりますか。大

丈夫ですか。特に一部事務組合というのは、分かっている人と分からない方が非常に多いので、その辺、説明しなくても大丈夫ですか。ということで、よろしくお願いします。

●事務局（元田）

最初に私のほうから、1問目の質問なのですけれども、コロナの影響というのが、令和3年度予算自体は、それほど今は大きく見えていないです。まだ市県民税の部分も分からないので、そこのところは難しいです。

経常収支比率の関係なのですが、先ほど90%以下というところでなかなか難しいですよと宗和委員からもお話ありましたが、この目標を立てたときに、実は80%台なんですよ。それもあって、90%以下をこのまま維持しようというところで進めて作ったのですが、今90%をずっと超えているというような状況です。

この目標というのは、行政経営指針というもので定めています。指針全体の中で決めているので、なかなか達成は難しいのではないかという話がありますけれども、そこを変えるのであれば、行政経営指針をまず変えてやらなければいけないので、市のほうのイメージで変えるわけには、なかなかいかないなというようなところですよ。

ただ、現実としてはかなり難しいなというのは、私たちも感じているので、このあたりも含めて、今後、検討していかなければいけないのですが、今の段階では、現行のままやっていきたいと思います。

それと、補助費の話はおっしゃるとおりで、白井市の場合、一部事務組合というのが多くありまして、例えばごみの関係は印西市と栄町と一緒にやっています、印西地区環境整備事業組合に入っています。し尿処理に関しては、昔の沼南になりますけれども、柏市と鎌ヶ谷市と一緒に衛生組合をやっています。消防に関しては、印西地区消防組合というところで、印西市とやっているというような状況がありまして、補助費というのが、よそに比べて高いです。

先ほどおっしゃっていただいたように、物件費というのが、自前でやると高くなるのだけれども、白井市はその一部事務組合には、実質的にアウトソーシングをやっているのです、本来であれば、物件費は安くなると思うのですが、私たちのほうも、疑問に思っていますが、実はこれは分析し切れていないです。

白井市の場合、随分前から指定管理者制度を導入してしまっていて、直営施設ではなく指定管理をやっていたりとか、人件費の部分も、ここ数年で普通の民間企業のパートさんの給料も、1,000円を目指して非常に上がっているという状況があります。なので、どこが原因かというのは、今回の内容としては労務単価ですとか、工事以外の通常の委託などに関しても、人件費が上がる中で、委託費も上がっています。あと学校給食センターの新設などについて、今まで老朽化していたところなどを今の基準に合うようにしたので、委託先の人件費が上がったので物件費が上がったというようなところがあります。

ただ、先ほどおっしゃったように、白井市が高いという部分の詳細は分からない現状です。全体の話は、課長からします。

●事務局（板橋）

ありがとうございました。

太田委員さんから、物件費の話が出て、それも事前に私たち内部で打合せをしたときに、同じような疑問が出ていて。元田の説明では足りないなと私は思ったので、補足をさせていただくと、人件費が下がっているのが、退職者と新規採用の差も当然あるのですけれども、出先機関なんかは、ほとんど指定管理者制度を導入していますので、その分人件費が下がってきて、物件費や委託料が増えているのかなというのも一つの要因と自分たちは分析しています。

今、太田委員の質問もあったので、また令和2年度の決算を見ながら分析をさせていただきたいと思います。

それと、将来の投資という話があったのですけれども、今回配っている総合計画の中に戦略というのがあって、その中の一つ、若い世代定住プロジェクトがあり、若い世代を呼び込もうというのが市長の考えだと思っています。

それと、歳入増加策についてもお話があったと思います。始まる前に市長からも指摘がされたのですけれども、この資料に歳入の話がないじゃないかということもあって、そのとおりでなと思っていたので、それは次回以降に、歳入の見込みというのでも説明したいなと思っています。今は、まだ全然決定しているわけではないのですけれども、白井市の場合は、ニュータウン地区についてはほぼ開発が終わっています。なので、ニュータウンの市街化区域に人や企業がどんどん入ってくるというのはなかなか難しいのですけれども、ニュータウン以外のところを今、地区まちづくり協議会として、地元の人たちが集まって、自分たちの農地とか、林とか、そういうところをどうやって活用していくかということ協議しています。

例えば企業誘致に充てるとか、貸し農園にするとか、どういうふうにするか、その地元の方たちが考えることなのでしょうけれど、都市計画課の職員などが入って一緒に考えています。そのニュータウン以外のところのまちづくりについて、どういうふうに投資を呼び込もうかというところを今考えているところです。

長くなってすみませんけれど、説明は以上です。

○坂野会長

ありがとうございました。

太田委員の議論というのは、非常に素晴らしいですが、なかなか難しい話だったと思います。一部事務組合というのは、先ほども出てきましたけれども、現在の広域連携の

一つのやり方だということを言われています。例えば、消防行政というのは、1市でやるとなかなか非効率なので、みんなでやるというのはよく言われています。基本的には市町村の権限ですが、その市町村の権限を集めて、特別地方公共団体と申しまして、簡単に言うと自治体を作るのです。非常に難しい話ですけども。特別区も特別地方公共団体の中の一つです。

実は、し尿処理事務組合であるとか、ごみの事務組合もそうです。消防の事務組合にも市長同様の人がいるのです。これを管理者と言っていますが、市長みたいな者もいますし、白井市のほうからも議会、多分議員さん出ていますね。議員さんというのがちゃんと出られて、こういった一部事務組合には、議会も存在しています。ですから、これはちゃんとした自治体の一つだということです。

ですから、そういう意味では、白井市さんは、例えば消防であるとか、ごみとか、し尿処理というのを負担金としてお金を払っています。その負担費の割合云々というのも、みんなそういった自治体で決めるということで、これが非常に難しい話で、今後、そういった割合の問題であるとか、あるいは一部事務組合の意思決定を住民からいかにやっていくかという議論が、これからもっともっと深まると思うのです。実際、白井市の市民がこうしてくれと言ったって、こういう話はなかなかできない話です。なので、今後変わっていくという議論がありますので、申し訳ないです、太田委員。一旦、これは置かせていただければと思います。

さて、その次、大江委員よろしくお願ひします。何か質問ございましたら。

○大江委員

基本的な質問で恐縮なのですけれども、最近コロナの関係で、さっきおっしゃったように財政調整基金、これが東京都はどんどん減っているということなのですが、財政調整基金というのは、何か積立ての基準があるのでしょうか。どういう基準で積み立てるのかと。

質問は二つなので、もう一個いいですか。もう一つは、下の地方債残高というのがありまして、ここに地方債は建設事業債で、もう一つは臨時財政対策債というのですか。私は、国の関係で、建設国債と赤字国債というのをよく聞くのですけれども、地方には、この赤字国債に相当するものはこの臨時財政対策債に入っているのか。要するに人件費のほうに入っているかどうか。この二つ、基本的な質問ですけども、お願いします。

●事務局（元田）

では、先ほどの財政調整基金についてなのですが、国が定める白井市の財政規模である標準財政規模は、100億円位といわれています。その100億円位に対して、適確な額は標準財政規模の10%ぐらいということなので、白井市の財政調整基金は10億円ぐら

いが一般的と言われていています。この積立ての基準というのは、実質収支、1年間に収入があつて、お金を使って、残ったお金の大体白井市だと約8億円ぐらいになりますけれども、8億円の半分を積立てしなさいという決まりがあります。

それ以外の決まりはないですが、白井市の場合は10億円ではなくて20億円ぐらいがいいのかなと決めています。これは行政経営指針の検討の中で、皆さんの有識者の中で検討して20億円ぐらいがいいだろうというところで決めたところです。

○大江委員

今、使い残しとおっしゃいましたが、経常収支比率は九十何%なのですよ。使い残しというのが出るのかどうか。

●事務局（元田）

予算よりも多くお金を使うことはできないので、例えばですけど、1,000円の予算があつて980円のをやると、20円残りますよね。そういうのが全体の中で、つもりつもりで年間大体8億ぐらいになるというような形です。

例えば急遽、やる予定の工事をやらなかった。会議をやらなかった。入札をした結果、1,000万円で予算を組んでいたのですけれども、入札が90%だと900万円になりますよね。そうすると、入札差金ということで100万円残りますので、それについては、翌年度に収支でプラスになるので、そういうのが集まって年間8億円ぐらいになるという形です。

○大江委員

経常収支比率が94.3%ということは、入ってくるお金よりも出ていくお金のほうが多いのじゃないのですか。違うのですか。そうか、逆ですね。分母が経常収支だから、収入だからね。分かりました。

●事務局（元田）

もう一つの赤字国債の話ですが、赤字国債はないです。国と違って、地方自治体について赤字国債という考え方はないので、基本的には、建物を建てるときの建設債という借金です。この建物を建てるというのは、長い期間で使うので、例えば学校というのは1年間で作ると、1年間で支出するのではなく、世代間の負担の公平性という観点からも、起債するということがあります。

以上です。

○大江委員

ありがとうございました。

○坂野会長

よろしいですか。

先ほどお話しされましたけれども、国の話と違いまして、地方財政法というのがあるのです。私たちは地財法と言っていますけれども、その地方財政法の5条というのがあります。その5条に、こういう場合、こういう場合と書いてあるのです。そこが地方債に相当するということなのですね。

先ほどお話しされたのですけれども、もしもそれに該当しない場合は、そこに書いてあるような臨時財政対策債、臨財債というふうになるわけです。合っていますよね。地方財政法にそのように書いてございますので、先ほどおっしゃった話としては、そのとおりだと思います。

じゃあ、高橋委員よろしくお願いします。

○高橋委員

二つだけ。一つ目が、さっきの臨時財政対策債。これって、いつか国から返してもらえという話なのですけれども、どういうタイミングで返してもらえるものかというのが一つ目で。もう一個が、物件費と補助費。2ページの一番上で、物件費というのは、備品を購入する費用や民間企業に業務を委託する費用と書いていて、5ページの補助費の中でも、民間に対して交付される経費、これは民間に対して何か業務をお願いするときに払うのは補助費、物件費も委託する場合に払う補助費というふうに見えるのですけれども。どちらも同じ委託費なのに、何か区分けがあるのかなというふうに思ったので、その点を教えていただきたいなと思っています。

○坂野会長

元田さんが既にマイク持っていらっしゃるので、ぜひ。

●事務局（元田）

後のほうからお話します。物件費の部分なのですけれども、例えば市役所の窓口でも民間の方が働いていたりしています。そのサービスを代わりにやってもらう。そのような委託というものと、補助というのは違います。

●事務局（板橋）

補助金というのは、例えば簡単に言うと、ごみ拾いをやってほしいなとか、そういう公的なことをやってほしいなというところに民間さんが乗ってくれば、そこに補助金を出しますと。仕事を依頼するとは違って、何か誘導するというイメージになるのですかね。行政上の目的により交付されるというふうになるので、分かりにくくて申し訳な

かったのですけれども。

例えば個人の家庭だと、生ごみのコンポストとか、今買うと補助金が白井市も出ていると思うのですけれど、そういうコンポストを普通の方が買ったと。そこに、ごみ減量のために協力してくれたので、皆さんが買いやすいように補助金を導入しましょう、交付しましょうとか、そういうのが補助金です。

そのものの仕事を、例えば設計図を作ってくださいとか、今、元田が言ったように窓口の業務を代わりにやってくださいとかいう、本当に仕事として契約を結んでやるのが委託というようになります。

以上です。

●事務局（元田）

あと、もう一つ、臨財債の返すタイミングですよ。臨財債の返すタイミングというのが、先ほどの基準財政需要額の中で、これだけ払いましたよという、この払った分というのをここに換算されるので、そうすると、実質的にここが伸びることになりますので、交付税が増えるというようなイメージになります。

○坂野会長

もっと簡単に言うと、これは、よく合併のときにすごく言われまして、たしか2001年からなのです。平成13年以降だと思ふのです。それまでは、同じような名前のものがあつたのですけれど、平成13年以降は、簡単に言うと、この臨財債というのは、交付税を入れて返していいということなのです。もっと簡単に言うと、要するに国の交付税の中から返していいということなのです。

だから、臨財債を使うと、交付税の中から返還することができる。お金を充てることができるということです。そこにまた基準があるのですけれども、それ言い出すと難しくなるので、これぐらいで。

○高橋委員

物件費と補助費の話に戻るのですけれども、市のサービスという観点で言うと、私からすると、窓口でいろいろ対応してくれる方と、いろいろごみを収集してちゃんと処理してくれるというのは、同じ市のサービスに見える。その同じ市のサービスが、委託された場合に物件費になるのと、補助費になるという差がいまいち分からないです。民間団体をこのビジネスに、業務に誘導してやってもらうというのが補助費だという考えなのだと思うのですけれども、今だと窓口業務とかでも、そういうのを整理して自分たちで受けますよ的なこともあるわけだから、そういった意味でも、それも物件費になるような気がするのですけれども。いまいち区別がつかなくて。

○坂野会長

その辺だと非常に難しくて。むちゃくちゃな話で言うと、かつては現業職員と言われてまして、ごみとか、そういう電話の交換手であるとか、あるいは車の運転手をされていた方、あるいは、一番簡単なのは市バスの運転手。都だったら都営地下鉄とかのそういう車掌さんとか、そういった人たち、現業職員の給料も、もともとは物件費で払っていたそうです。かつては。その現業の人たちが言っていたのは、私たちは砂利とかと同じなのですかという話をかつてすごくされました。

でも、今はそんなことないですよ。技能労務職員というふうになりましたけれども。かつてはそういったことがありまして、非常に問題視をされたこともあります。そういう議論は、おっしゃるように、サービスということでどんどん同じようになっていきますが、例えば委託をする場合であるとか、直接公務員がやる場合という、直営か委託という議論がここに絡んでいるので、今の高橋委員の質問というのは非常に難しい話で、簡単に言うとサービスが、直営の場合と委託の場合は違いますよね。確かに同じ市のサービスです。同じサービスなのですから、例えば図書館でも、直営の公務員がやるサービス、松戸市さんなんかは直営でやっていますよね。龍ヶ崎市なんかは、完全に指定管理ということで、いわゆる民間委託なのですね。だから、全然その辺違ってくるので。確かに市民から見れば受ける側は同じサービスなのですから。でも、やっている側は違うのです。直営の人と、公務員が直接やるのと、違う人がやるのという、そういう議論が出てくるので、その話は確かに難しい話ですね。同じ市のサービスですから。

ということで、その話はこれくらいにしまして、今委員、よろしく申し上げます。

○今委員

聞いていて、いろいろ難しい話とかが出てきたのですけれども、本当に単刀直入にといいますか、先ほど、税が全部100%回収できないというのが、ちょっと納得いかないというか、どうしてそういうことが起こるのかなという。ちゃんと払っている人から見ると、おかしいかなと思うのですけれども、そういうのはどうなのでしょう。

○太田委員

実は私、税の職員でいまして。中には、生活困窮者の方だったりとか、当然、市の職員としては100%納めていただきたい。税の公平性というのがございますので、100%納めていただきたいのですけれども、中には、例えば先ほど言った生活困窮者だったりとか、あと居住不明な方だったりとか。白井に住民票あったのですけれども、住民票置きっ放しで、どこ行ったか分からないような方だったりとか、そういう方もいます。

あと、今、九十何%というのは現年の納付の収納率なのですから、例えば納付が

できない方の分納相談というのがあるのですけれども、分納した場合には、その現年の収納率というのは当然下がってきます。例えば1年間で分納すればいいのですけれども、2か年、3か年になった場合には、その徴収率が下がってくると。

そういうような状況がございますので、市の職員としては100%取りたいのですけれども、そういう御事情を加味した上で、100%に近づくような努力はしていますが、結果的にいかない、至っていないというのが現状でございます。

それで、100%に近づけるために、税の公平性ということで、市の職員、徴税吏員という権限が与えられています。普通でしたら、裁判所へ行って差押令状とかもらうのですけれども、市の職員は、地方税法の331条などだったかな。権限が与えられています。差押えとか、差し押さえた物件を売ったりとか、そういう権限を与えられているので、そうやって100%の収納率に近づけるように鋭意努力はしているつもりではいます。私は白井市の職員ではないのですけれども、そうやって頑張っています。

○坂野会長

他市の話だからよかったですけれども、白井市の方が言うと大変なことになるので、ここは微妙なところなのですね。

じゃあ、何かあります。その辺について。

○今委員

ということは、例えば2年3年かけてでも、要するに最終的にちゃんと100%というか、例えばその困窮している人で、結局取りはぐれはあるのですか、ないのですか。その辺聞きたいのですけれども。

●事務局（元田）

白井市の徴収率の話だけしますと、例えば市町村税の関係では、全体では98.4%、現年分ですね。頑張っていますということをお伝えさせていただきます。

ただ、税の関係があって、例えば市民税というのは翌年度にかかるのですね。収入があった翌年に税金がかかる。所得税はその年にかかりますけれども、例えばこのコロナの状況になってくると、去年は羽振りが良かったのだけれども、今年は駄目という状況のときに、どこからお金を使っていくのかとなると、税金が後になってしまうということは多々ある話です。コロナに限らず、何年かに1回そういう危機があったりしますよね。リーマンショックのときにもそういうようなことがありましたし、ほかの国税に比べると、1年遅れというところでなかなか難しく、環境が変わってしまうという状況は制度的にはあります。

ただ、先ほど言ったように、払っている人が大多数いらっしゃいますから、そこにつ

いては、とは言いながらも、それは取っておくものでしょうという言い方も当然ありますから、その辺の部分はなかなか難しいなというところです。

○坂野会長

今委員、よろしいですか。

結論から言うと、取りっぱぐれは当然あるということです。情けない話なのですが、あんまり具体的な話すると問題あるので、話しませんが、原付バイクというのは市民税なのですね。市民税なのですから、私どもの学生は大学に4年間いて、1回も払わないとか、そのままどこか行ってしまうということが多々あるので、この市で滞納しているのは、お宅の学生ですと言われました。

ですから、そういう意味では、そういう些少な税金でも、束になれば結構な額になるので、もちろん今言った1年遅れということでは、あんまり言わないほうがいいですね。住民票、そもそもそこにあるのですが、次の年どっか行ってしまうという場合には、それなかなか取れないということも多々ありますので、九十何%というのは、恐らく高いと思いますね。高いですよ。

○太田委員

高いと思います。努力されているのだというのは。

○宗和委員

高いと思います。

○坂野会長

宗和委員、ぜひその辺も強調してあげてください。

○宗和委員

まず、98.4というのは高いほうだと思います。実は、基本的には大体92ぐらいから98ぐらいのところに集中しているのですけれども。といっても、全体がすごく大きな金額ですから、1%違うだけでも結構な金額なのですよ。そういう中で、92と98ぐらいというのでは、全然違います。

●事務局（元田）

宗和委員、先ほどの数値が現年、その年のものなので、全体ですと、私たちが92.2です。

○宗和委員

過年分を入れたらですよ。そういう意味で言うと、現年度分は98.4で高いけれども、過年度分というのは、滞納されている部分を分母にしたらどうなるかということ、92ですか。

●事務局（元田）

はい。92.2です。

○宗和委員

もしかすると滞納分については、見直す余地は少しあるかもしれないなという気はします。

細かい話なのですが、結構、収納担当課長さんが入れ替わったりすると、一気に徴収率が上がったりすることもあるのですよね。そういう意味で言うと、割と属人的な影響によって率が変わるというケースも結構あるのです。

先ほど、差押えという話がありましたけれども、差押えをするのがいいとは全然思わないですけれども、例えば差押えってすごく手間がかかるので、その辺を余りされない方が担当すると下がりますし、バンバンと言うと言い方悪いですけれども、する方がなったら、上がったり。割とそういう影響受けやすいところですので、白井市がどうなっているかというのは、検証というか、確認されてもいい項目かなというふうに思います。

以上です。

○坂野会長

ありがとうございます。

徴税というのは、非常に難しい話で、古代からずっとそうだったものですから。100%は達成しないと言われていています。なので、そういうことでまとめさせていただいてよろしいですか。

ほかに何か特に質問されたいということはありません。

副会長、お願いします。

○山田副会長

さっき太田委員からも出ていた物件費のところ、ごみ処理をアウトソーシングしているという話で。粗大ごみの値段とかで処理費が上がったと思うのですけれども、例えばこれの広域連携している中で、白井市の負担ってこれぐらいだよと決まっているのだと思うのですけれども、それって交渉で下げられたりするものなのですか。それとも、白井市が弱いから額が上がっているという考え方なのか、そういうのではないでしょう

か。

●事務局（元田）

アウトソーシングの部分が少しわかりにくいので割愛しますが、制度的にごみは、白井市では、先ほど言いました一部事務組合のほうでやりますよということで、市は、ごみの焼却とかその辺の部分の行政は全くやっていない状態なのです。割合については、それぞれ例えばいろいろな、印西市と白井市で按分していますけれど、それぞれのごみの量とかで按分をして出しているところです。

粗大ごみについては、白井市の独自の施策で、粗大ごみの有料化は白井市だけがやっている。印西市はやっていないという状況です。それは白井市の中でごみの有料化を検討するとき、粗大ごみは、本当は一緒にやっとうという働きかけをしていたのですが、そこについては、白井市だけが結果として今はやっている。印西市も検討しているという話は聞いてはいますが、そのあたりについては、多分いろいろな考えがあると思うので、白井市だけがやっているというような状況です。

○山田副会長

考え方が別ということですね。ありがとうございます。

○坂野会長

よろしいですか。

ごみというのは非常に難しいものですから、その辺は。一般の家庭ごみといってもいろいろありますから。説明すると長くなるので、この辺にさせていただいてよろしいですか。

水道も一組ですか。

●事務局（元田）

水道は一部事務組合ではないです。単費の部分と、あと県の県水エリアがあります。県水が。いわゆるニュータウン区域は県が給水をしていますし、それ以外のところを市が市営水道でやっているという状況です。

○坂野会長

ありがとうございます。

市で水道をやっというのも、なかなか大変だと思います。これからは水道も、水道法が変わりまして、水道料金がすごくいろいろなところで上がっているということなので、もしかしたら広域連携みたいに一部事務組合で、企業会計として、こ

ういった一部事務組合みたいな仕組みをしていく可能性はかなりあると思います。

広域連携というのは、大きくやるとスケールメリットが働くという、そういうことでやっております。消防でもコールセンターなんかは、千葉県は全体でやっていますので、広域連携は効率性という点ではどんどん進むのじゃないかなというふうに思います。

では、一旦これで、こちらのほうの説明事項というところは終わりたいと思いますが、何か宗和委員はありますか。

○宗和委員

そしたら、振られたので、一言、二言だけ、1分ほどすみません。

山田委員がおっしゃったかと思うのですけれども、将来に対する負担または将来に対するどれぐらい投資余力があるのかというようなことをもう少し加味したほうがいいのじゃないかという意見があったかと思うのですけれども、私もそのあたりは賛成です。

それと、もう一点、今回コロナということがあって、これは世界的なパンデミックなわけですけれども、それをいろいろ先進国同士で比較してみると、日本の財政力というのは、対応力というのは、非常に弱いのではないかということが言われています。

その一つの原因が、平時のときから、そういうことが起こらないときから危機管理ということをしっかりやっておかないといけないのではないかと。平時のときから、あるもの全部使い切っちゃっているみたいな財政の仕方をしているから、いざというときに対応力が弱いのではないかというようなことも言われていますから、このあたりも今回の委員会でも考えていくべきところかなというふうに思います。

まとめると、平時と非常時という問題と、もう少し将来のことを考えた改革というか、そのあたり、一つ、今日の議論の中でも出てきた論点じゃないかなというふうに思います。補足をさせていただきました。

○坂野会長

ありがとうございます。

素晴らしいお考え、そして今後の見通しという点では、大事なことだと私も思います。

では、議題1のほうに入りまして、新たな取組項目の検討方法についてというところに行きたいと思います。なるべく簡単に事務局のほうで御説明よろしくをお願いします。

●事務局（元田）

では、資料の2を御覧ください。

今回、この資料の2で説明する内容については、1ページ目は、前回の説明の内容の振り返りの部分です。皆さんに議論していただきたいのは、2ページ目の検討方法をどういうふうにしていこうかという部分について御検討いただきたいので、御説明をさせ

ていただきます。

では、資料2の1ページを御覧ください。行政経営改革実施計画の概要について御説明をします。

行政経営改革実施計画については、役割として、先ほどの行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実にを行うため、具体的な取組の内容、時期、目標を明確にした計画で、(2)で、計画期間は令和4年度から令和7年度の4年間になっています。

計画内容については、前回の会議で大きなカラーのA3のもので、資料の7になりますけれども、そちらのものでお示ししたのですけれども、この分野、もともと行政経営指針で定める38の項目のうち、引き続き取り組む項目の8項目と財政健全化の取組。これについては、収入の確保とコストカットの部分がありますけれども、そちらのもの5項目。

それと、次回の第3回と第4回の審議会で検討していきたい内容ですけれども、行政経営改革の観点から新たに取り組むものということで、皆さんから意見をもらいながら検討していきたいものということになります。

進行管理については、市が行いまして、こちらのほうの会議で報告するというを示させていただきました。

時間の短い中で少しだけ補足をしますと、皆様のお手元の資料でカラーのA4の紙2枚で、「分野別個別計画の体系」というような資料をお配りさせていただきました。これについては、皆様にお配りしました総合計画の中の1ページになりますが、こちらの73ページというものを書いているのを御覧ください。

この表の中で、行政経営指針と行政経営改革実施計画って、どういう位置付けなのというところではありますが、赤枠で囲った部分が皆さんに検討していただきたい行政経営改革実施計画ということになります。総合計画から下りてきて、こちらのもので行政経営指針という全体の方針があって、その中の実施計画ということになりますので、行政経営指針を超えたものではない、行政経営指針の中に内包されるものですから、この行政経営指針というのは、先ほどのA3の資料で示したようにすごく幅広い計画になっていますので、いろいろなものを含めて検討してくださいというようになっています。

続きまして、資料を戻りまして資料2の1ページ、2の新たに取り組む内容について御説明をします。これを第3回、第4回の審議会で皆さんに検討していただきたいということになっていますが、前提条件として新たに取り組む内容については、一つ目が、白井市の行政経営改革を着実にを行うための具体的な取組であること。具体的であることです。

二つ目が、実施することの効果が見込め、かつ、明確な目的のものということになります。具体的には、効果額が見込めるなど、これを見ると、こうなるよというのが

分かりやすいものということになります。

三つ目が、この計画期間4年間に実施、着手できることです。その効果が出るまではいかなくても、着手できる取組であること。

四つ目が、先ほど御説明しました行政経営指針の三つの基本方針の大項目10項目に合致すること。具体的には、ここのところに表にあるとおりですけれども、基本方針の一つ目が市民自治のまちづくりを推進するものであること。その下に、三つのものがありまして、このテーマに沿っているもの。

基本方針の二つ目が、自立した行財政運営、これがイメージしやすいかもしれないですけれども、財源の確保であったりとか、歳出の抑制といったイメージしやすい行革的なもの。また、これを進めていくものというものもあります。

基本方針の三つ目が、将来を見据えた公共施設の最適な配置の部分。これについて、皆さんで意見を頂きながら進めていきたいというようなところになります。

続きまして、その進め方になりますが、これは皆さんと合意を取った上で進めていきたいと思っています。事務局の案について御説明します。

1番目が、第3回審議会の1か月前までに、5月中旬頃になりますけれども、委員さんは皆さん各自で取組項目を検討し、事務局に提案をする。これが前回のところで言っていた宿題というものです。

2番目に、その手順の流れとして、事務局、私たちは、皆さんの委員からの提案内容について、委員と内容を確認して整理をした上で、白井市の現状の状況について、白井市の担当課に対して確認をするという手順をしまして、その3番目として、それを皆さんにフィードバックして、皆さんと新しい計画の案を作りたいと思っています。それを踏まえて第3回審議会、こちらが6月の中旬を予定してしまして、議題2で日程を決定していきたいと思いますが、その中で皆さんから内容を提案していただくというようなことで検討を進めていきたいと思っています。この内容の提案については、皆さんの提案と、こういうことがありますけれども、白井市はこういうことですよというような形で報告をするということになります。

具体的には、こちらの資料2の4ページを御覧ください。

新たな取組項目の提案書ということで記載しています。例ではありますが、街路樹の伐採というすごく大きな議論が必要なものなのですが、これは実は、市の職員が考えたものではなくて、以前に、平成27年度にこういうような行革の審議会がありまして、その中で市民の委員から出てきた意見を書きました。これについては、実際はやらなかったのですけれども、例えば皆さんの中で、1、2、3、4について検討していただいて、その4の中では、これ街路樹の伐採と聞くと、言葉はすごい強い言葉なのですけれども、実は皆さん道路を歩いていると分かると思いますけれども、街路樹で道路に根上がりをしていて、道路がボコボコになっている事例とかってありますよね。

また、街路樹の関係でも、枯れてきていたり、街路樹としての役目を果たしていないもの、街路樹の剪定って、高くなればなるほどお金がすごいかかるのですね。そういうものから管理費用がかかっているのので、こういうものについては、少し街路樹を間引いて管理費用を軽減したらどうかというようなところから意見がありました。

それに対して市のほうでは、結局、結果としてはやらなかったのですが、事務局のほうを確認した内容としては、街路樹を伐採すると、実は道路舗装や電線等の埋下物まで根が入り込んでいるので、根を抜くと、そこが空洞になってしまうので、かえって道路が陥没してしまうとか、そういうことがあって、なかなか伐根、根を抜くことは難しい。

伐採した場合については、伐採費用というのは一時的に負担が大きくなって、地面すれすれでやるのはなかなかコストがかかるよと。一方、地上1メートル程度で伐採した場合は、伐採費用を抑えることができるが、障害物になって危ないというようなことがあって、こちらについては、計画の中に位置づけることはしませんでした。

ただ通常、皆さんのほうでも日常的に御覧になっていると思いますが、街路樹については管理上必要なものについては、今も伐採をしています。ただ、計画の中に位置づけて伐採するというわけではなくて、管理上危ないものについて伐採しているということはやっているというような状況なのですが、皆さんにこういう提案をしていただきたいのです。こういう提案をするということを今回、私どものほうで提案をしています。

戻りまして、資料の2の2ページを御覧ください。⑤の部分ですね。

この提案を基に、皆さんで第3回、第4回の審議会で、これを取り組むかどうか、このあたりについて、皆さんと意見交換を踏まえて、計画として位置づけていただきたいなというのが私たちの検討方法です。

ただ、これについては、⑥として書いていますが、皆さんだけで検討するわけではなくて、私たち市の職員も、市の職員として同じような手順で、検討するのはこの審議会ではないですけども、市の中で検討して、検討した結果を第5回の審議会に私たちのほうでも提案しますので、それについては皆さんで、さらに検討していただいて載せるべきか載せないべきかということを含めて検討していただく。そういうような手順で今後進めていきたいと思っています。これについて皆さんにお諮りする意味で、議題の1ということで提案をさせていただきました。

私たちのほうとしては、この検討方法と、あと③の部分になりますけれども、こちらのところ、今の事務局の案としては、提案を頂いた委員さんとメールなどでやり取りということを考えています。1対1の形で考えていますけれども、そうじゃなくてオープンでやったらいいのじゃないかという考えもありますし、そのあたりについて、御意見を頂くとともに決定をしていただければと思います。

説明は以上です。

○坂野会長

御説明ありがとうございました。

非常に怖い具体例ですね。自然保護団体、環境保護団体からかなりクレームがありそうな、そういうテーマなので、これはよかったのじゃないかなというふうに思います。

今、事務局のほうで説明していただきました案件につきましては、何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

大江委員。

○大江委員

提案を考える前提として、さっき課長がおっしゃった件ですけれども。ニュータウンとしての計画は終わったので、あとは個別の土地の利用とか、そういうものを考えるのだということなのだけれども。ということは、例えばいろいろなもの、誘致を考えるとときに、そのちまちました土地の範囲で考えるということなのではないでしょうか。それとも、大規模な誘致ということはもう考えられないということなのではないでしょうか。

○坂野会長

よろしく申し上げます。

●事務局（板橋）

私のほうもまだ情報を全部つかんでいるわけではないので、どこまでお答えできるかわからないですけれども。ニュータウン地区内の開発は、ほぼほぼ終わっています。ただ、もちろん再開発みたいな余地があるのかどうかということも含めて考えなきゃいけないと思うのですけれども。

さっき私が言ったのは、例えば役所の後ろに梨畑とか畑があると思いますが、どこまでの範囲か、私は詳細を承知していませんけれども、その地権者が集まって、土地利用を考えようかという会が今始まっているということは承知しております。そのほかの地域にも、そういう動きが広まっているという話は聞いています。

ですから、その地権者の方たちの協議がどうなっていくかというのは、まだ全然見えていないので、どの程度の人が入ってくるかということは、ここではお答えができないかなと思います。

○大江委員

抽象的な質問ですけれども、それは巨大な誘致というのは考えられないということですか。そもそも構造的に考えられないのか、それとも、場合によっては考えられるのか。

●事務局（板橋）

例えば土地がしっかりまとまるとか、あとは水が確保できるとか、水道ですね。水の供給ができるかとか、そういうインフラのこともあると思うのですけれども、全く考えられないというふうには私は思っていない。それが結果的にどうなるかというのは分からないのですけれども、夢はあったほうがいいかなと思っていますので。

○大江委員

分かりました。

●事務局（板橋）

以上です。

○大江委員

あと、この我々に与えられた課題というのは、あんまり大きなことを言ってもらっても困るよということなのですか。

●事務局（元田）

実現可能などいう部分になってくるのかなと思います。先ほどの土地の話というのは、土地の地権者というのは白井市ではない場合が多いので、なかなか白井市の計画で実現して難しいですね。しかも4年間というところを考えると、できないものも多いのかなと思います。

○大江委員

ということは、我々に求められているのは、この街路樹の今、伐採のことをおっしゃったのだけれども、この程度のちまちましたことを言えということでしょう。

●事務局（元田）

物によるんじゃないでしょうかね。

○大江委員

物による。それは、実現可能なものであれば、巨大なことでもいいよと。

●事務局（元田）

そうですね。そのあたりについても、提案した方には実現可能か難しいのかということについて説明させていただきますので、そのあたりも含めて。

○大江委員

そういうことですね。分かりました。

○坂野会長

市の権限でできる範囲内ということで御勘弁いただければというふうに思います。
ほかに何か御意見、あるいは、特に御質問何かございますか。

○宗和委員

宗和ですけれども。

○坂野会長

はい。

○宗和委員

確認というか、確認も含めて質問をさせていただきたいのですけれども。今、街路樹の伐採というのが例題としてあがっていましたがけれども、今回、委員から提案を求めるものというのは、街路樹の伐採というような、そういった事業に限られているのか、もしくは、例えば市民の意見を聞くような場を作っていくみたいな、そういう事業ではなくて、仕組みと申しますか、そういうものも含まれているのかということをお返答してもらえたらと。

ちょっと意見を言わせてもらおうと、せっかく市民の方からいろいろな宿題を、宿題と申しますか、提案をもらうわけですから、幅広でもらったほうがいいのではないかなというふうに思うのですけれども、市のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

○坂野会長

お願いします。

●事務局（元田）

おっしゃったとおり、どちらもいいと思います。事業というのは、分かりやすい一方で、皆さんの議論を検討していただいて、市民ならではの部分というのは、こういうのがあったらいいなと部分もありますので、そういう仕組みというのも当然、それは提案していただければ助かります。提案してください。

○坂野会長

宗和委員よろしいですか。

○宗和委員

はい、ありがとうございます。

先ほど、大江委員から出ましたけれども、取りあえずは、大きい小さい、いろいろなものを出していただいて、それで事務局のほうで、またやり取りすると思いますので、その際にできる、できないということを事務局のほうで指摘されると思いますので、取りあえずはもう何でも上げていただいて、その中から事務局のほうで選別していただくということで、よろしいですか、それで。

じゃあ、お願いします。

ほかに何か聞いておきたいとか、ありますか。

副会長、お願いします。

○山田副会長

大体、何案ぐらいですか。

●事務局（元田）

1案は出していただけるといいなと思いますけれども、あればたくさんでいいです。それについて、多分いろいろ感じているところって、このコロナの関係で随分変わってきているところもあると思うので、そういうものでもいいですし、今まで感じていたという部分でもいいので、そこについては、1人1案ぐらい出てくれると、最低いいかなという気はしますけれども、そこについては、私たちのほうで何案というのはいないです。

○坂野会長 ありがとうございます。

身近な疑問があれば、何でも上げていただければということですね。

●事務局（元田）

はい。

○坂野会長

そういうことです。よろしいですか。

○山田副会長

はい。

○坂野会長

ほかに何か聞いておきたいという方おられますか。

いきなりこれで宿題で、あれ、駄目という、分からないという話になると、皆さんの

ほうが困ると思いますので。大丈夫ですかね。

ということで、皆様に取りあえず何でもいいから上げてもらって、事務局のほうで選別していただくということになります。事務局のほうで、またお願いすると思いますが、よろしくお願ひいたします。

●事務局（元田）

はい。やり取りについては、個々とメールでいいですか。それともc cとかで皆さんに流したほうがいいですか。そこを、個々でよければ、そのままでもいいですし。

○坂野会長

皆様にその辺はお諮りしたいのですけれども、皆さんの中で、とんでもないこと言っている、恥ずかしいという人もいらっしゃると思いますので。私は、皆様c cじゃなくても、個別にやってもらっていいと思うのですけれども。最終的には、皆様の提案されたのは、これ誰の提案だと出てくると思いますので、全部が全部c cじゃなくて大丈夫ですよ。御自分のいろいろな考え方があると思いますので、決まったものを事務局のほうで上げていただくのがいいかなと思いますので。よろしいですか、そんな形で。

じゃあ、それでお願ひします。

●事務局（元田）

分かりました。では、皆さんとメールでやり取りをして、メール以外の方法がいいよという方もいらっしゃると思います。その方とは、逐一、個々そういう形で対応させていただければと思います。どうもありがとうございました。

○坂野会長

ありがとうございます。

宗和委員、それでよろしいですか。

○宗和委員

大丈夫です。

すみません。一つだけいいですか。

○坂野会長

はい。

○宗和委員

残り時間少ない中で質問なのですけれども。我々がいろいろな提案をさせていただく中で、恐らく、もう既にそんなのやっているよというようなこともあると思うのですよね。そのあたり、やっているかやっていないかというところまで、こちらのほうで理解して提案できるわけではないので、そんなものを行っているよというものがあっても、そのあたりは取り上げていただけたらというふうに思いますので、お願いがてら、よろしくをお願いします。

○坂野会長

よろしいですか。

●事務局（元田）

はい。

○坂野会長

よろしいということです。そのようにしていただけるということなので、御安心ください。

○宗和委員

ありがとうございます。

○大江委員

この提案書の様式はどうでもいいのですか。

○坂野会長

どうなのでしょう。この様式に入れてほしいのですか。

●事務局（元田）

メールで送らせていただきますが、それは、その内容を含んでいけば結構です。私のほうで流し込んで、それで作ってやり取りでも、それは構いませんので、どういう形でもいいです。そこはまた、それぞれの委員さんと個別に対応させていただければと思います。

○坂野会長

幸いにして、皆さんメールあるいはパソコンを使われると思いますけれども、もし最

悪の場合は、文字でファクスないしは郵送というのもオーケーですね。ということです。
ありがとうございます。

白井市役所は、デジタル・ディバイドもちゃんと完備しているということになるので
すよね。

●事務局（元田）

大丈夫です。

○坂野会長

ということです。

次に行きまして、議題の2です。第3回、第4回審議会の開催日程についてということ
なのですが、事務局のほうでお願いいたします。

●事務局（元田）

では、時間が短い中で恐縮なのですが、次回第3回と次々回の第4回の日程を皆さん
で決定していただければと思います。

皆さんに今回の会議の開始の前に、皆さん手帳を持ってきてくださいということと、
大体この時期ぐらいということでお話をさせていただきました。会長が都合のいい日が
まず前提になってくるのかなと思いますので、そのあたり日程を皆さんで共有したいの
ですが、会長にお任せしてよろしいですかね。

○坂野会長

例えば事務局の案としては、これぐらいだという、まず期間を言っていただいたほう
が決めやすいので。

●事務局（元田）

多分メールで皆様にはお知らせをしていると思いますが、6月中旬は、14日から25日
ぐらいの2週間ぐらいの間をイメージしています。

7月中旬については、5日から16日ぐらいということメールでお知らせさせていた
だいて、これは特に基準なので、何日ということはないのですが、オリンピックとかが
あったら皆さんあれかなと思ひまして、7月のほうは、中旬と言いつつも早い時間を
提案させていただきました。

ただ、その辺については、皆さんの御都合次第だと思いますので、そのあたりについ
て決めていただければと思います。

○坂野会長

ありがとうございます。まず、第3回目、6月の中旬ということで、14日から25日ということで決めさせていただきたいと思います。時間は7時ですか。今、御指摘ありましたように、時間は7時ということで、前回、そのようにさせていただいたのでお願いします。6月14日からということなのですけれども、最悪オンラインということになりますが、それでも7時だったら、多分、通常可能ではないかとは思いますが。まず、言っていきましょう。取ってもらいます。

●事務局（元田）

はい。

○坂野会長

まず最初に、14日無理という人は、手を挙げてください。

○高橋委員

月曜日の夜。

○坂野会長

月曜日ですね。14日無理。

●事務局（元田）

じゃあ、OKな日だけいきましょう。

○坂野会長

はい。その次、15日は無理という方は。15日7時から無理という方は。

●事務局（元田）

皆さん大丈夫です。

○坂野会長

大丈夫ですか。じゃあ、6月22日。宗和委員大丈夫ですか。6月22日。

○宗和会長

はい、大丈夫だと思います。

○坂野会長

じゃあ、6月22日で。

その次、行きます。7月です。7月5日から16日。長いな。前半と後半、どちらがよいのですか。

●事務局（元田）

いつでも大丈夫です。

○坂野会長

オリンピックかかると、前半のほうがよいのですか。

●事務局（元田）

オリンピックは多分、二十何日だから、どうなのかなと思っただけです。

●事務局（板橋）

あんまり早いと、案の検討時間が短くなるかもしれません。

●事務局（元田）

後半がよいですかね。16日以降でもよいです、それは。皆さん御都合さえつければ。

○坂野会長

では、12日から16日にしましょう。そうしないと混乱しますので。

●事務局（元田）

14、15、16ですね。

○坂野会長

はい。もしかしたら、私どもの事情を説明しますと、実は授業が対面なのかオンラインになるのか、まだ分からないのです。来週からは、まん延防止法の関係で松戸が引っかかっているので、今までは対面だったのですがけれども、もう完全に来週からはオンラインになるということなので、私どもは分からないのです。本来的には木曜日が授業日なので、木曜日、龍ヶ崎に私いるのです。だから、もし対面であれば、15日は、私は無理です。

●事務局（元田）

14日か16日で。

○坂野会長

そうですね。14日か16日ですね。

じゃあ、14日、16日、都合のいい。皆さん大丈夫なのですよ。大丈夫ですよ。

●事務局（元田）

大丈夫ですか。

○坂野会長

ということであれば、どうしましょう。14日にします。

●事務局（元田）

どちらでも結構です。

○坂野会長

14日といたしまして、もしかしたら、岩井委員がおられますので、岩井委員の都合で、14日、16日決めさせていただいてよろしいですか。取りあえずは、14日、16日、どちらかという候補でお願いします。

宗和委員よろしいですか。

○宗和委員

はい、大丈夫です。

○坂野会長

ありがとうございます。

時間もちょうどこれで9時になりましたので、議題の2ということで、22日と、こちらの14日ないしは16日ということで決めさせていただきます。

その他、何か事務局のほうからありますか。

●事務局（元田）

ございません。

○坂野会長

ありがとうございます。

では、本日、皆様、非常にすばらしい勉強会になったような気がいたします。

では、次回、第3回目、宿題が出てしまいましたけれども、いろいろな意見、ぜひ事務局とやり取りしていただければと思います。

では、時間がこれにて終了しますので、どうも本日もありがとうございました。失礼します。

(会議終了 午後9時0分)